

吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則現行・改正案対照表

_____は改正箇所

旧	新
<p>(学級数及び年齢別定員)</p> <p>第4条 } 2 } -----略-----</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、学級数及び定員を減少することができる。</p>	<p>(学級数及び年齢別定員)</p> <p>第4条 } 2 } -----略-----</p> <p>3 <u>やまだこども園の学級数は3と、3歳児の定員は24人と、4歳児及び5歳児の定員はそれぞれ30人とする。</u></p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、学級数及び定員を減少することができる。</p>